

2013年3月8日

【共同声明】

文化を支える出版物に軽減税率が必要です

社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 相賀昌宏  
社団法人 日本雑誌協会  
理事長 石崎 孟  
一般社団法人 日本出版取次協会  
会長 古屋文明  
日本書店商業組合連合会  
会長 大橋信夫

すべての国民が、書籍・雑誌・新聞等の出版物に広く平等に触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって不可欠であります。これは、生活必需品や医療等、国民の健康で文化的な生活を支える商品やサービスにも相当する重要性を持つものです。そのために、これらにかかる消費税については、軽減税率の適用によって少しでも国民の負担を軽くしていくことが必要です。

欧州では、いち早く付加価値税での軽減税率を導入しており、書籍・雑誌に対する税率は、イギリスは標準税率 20%に対してゼロ税率、ドイツは標準税率 19%に対して 7%、フランスは標準税率 19.6%に対して書籍（電子書籍を含む）5.5% 雑誌 2.1%、スウェーデンは標準税率 25%に対して 6%となっております。EU 各国は、特に 2007 年からは「産業の保護」「文化政策」という目的に限って軽減税率を適用しており、とりわけ「文化政策」においては文化保護や国民への教養機会の提供という観点から、文化関連の財・サービスの価格を低く抑えることを目的としています。

わが国では、2005年7月に「文字・活字文化振興法」が制定され、すべての国民が等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境整備を国及び地方公共団体の責務として、関係機関及び民間団体等と連携、総合的な施策を策定し実施することとしており、また、学術的出版物の普及について、国が出版の支援その他の必要な施策を講ずることとしています。さらに、2010年の「国民読書年」を契機として、文字・活字文化の重要性が全国的レベルで訴えられ多様な読書推進運動が展開されています。

国民の出版物に接する機会を少しでも増やすためにも、書籍・雑誌・新聞（電子媒体を含む）への軽減税率の適用が行われ、読書慣習の充実を図っていかねなければなりません。特に、所得に対する逆進性を持つ消費税増税によって最も影響を受けるのは青少年層であります。わが国の将来を担うべき青少年の国語力低下が指摘されている現状にあって、消費税増税が子ども達の読書に親しむ機会を損ないかねないことを懸念いたします。

以上

国名	標準税率	書籍	雑誌	新聞	食料品	適用
アイスランド	Iceland	25.5	7	7	7	7
ベルギー	Belgium	21	6	*0/6	0	6 *Weekly magazines
ブルガリア	Bulgaria	20	20	20	20	20
チェコ	Czech Republic	20	14	14	14	14
デンマーク	Denmark	25	25	25	0	25
ドイツ	Germany	19	7	7	7	7 *ポルノは標準税率
エストニア	Estonia	20	9	*9	*9	20 *ポルノは標準税率
ギリシア	Greece	23	6.5	6.5	6.5	13 *書籍等4.5、食料品10へ。
スペイン	Spain	18	4	4	4	*4/8 *基礎的食料品
フランス	France	19.6	5.5	2.1	2.1	5.5/7 *ポルノは標準税率、e-books5.5%
アイルランド	Ireland	23	0	*9	*9	0/4.8/13.5 *2013年まで、14年から13.5の予定。
イタリア	Italy	21	4	4	4	4/10
キプロス	Cyprus	15	5	5	5	5
ラトビア	Latvia	22	12	12	12	22
リトアニア	Lithuania	21	9	21	21	21
ルクセンブルク	Luxembourg	15	3	3	3	3
ハンガリー	Hungary	27	5	5	5	18
マルタ	Malta	18	5	5	5	0/5(菓子類)
オランダ	Netherlands	19	6	6	6	6
オーストリア	Austria	20	10	10	10	10
ポーランド	Poland	23	5	5	8	*5/8 *未加工食料品
ポルトガル	Portugal	23	6	6	6	6/13
ルーマニア	Romania	24	9	9	9	24
スロベニア	Slovenia	20	8.5	8.5	8.5	8.5
スロバキア	Slovakia	20	10	20	20	20
フィンランド	Finland	23	9	9	9	13
スウェーデン	Sweden	25	6	6	6	12 *電子書籍25%
イギリス	United Kingdom	20	0	0	0	0
ノルウェー	Norway	25	0	*0/25	0	15 *Weekly magazines
スイス	Switzerland	8	2.5	2.5	2.5	2.5
ロシア	Russia	18	10	10	10	10
カナダ	Canada	5	—	—	5	0 連邦(GST) : 5%, 州 : 7~8%
アメリカ	U S A	0~7	—	多くの州で免除	多くの州で免除	免税又は軽減 *州税
メキシコ	Mexico	16	0	0	0	0
アルゼンチン	Argentina	21	10.5	10.5	10.5	
コロンビア	Colombia	16	—	—	—	
南アフリカ	South Africa	14	—	—	—	
トルコ	Turkey	18	8	8	8	1~8
日本	Japan	5	5	5	5	5 2014.4~8%、15.10~10%
韓国	Korea	10	*非課税	*非課税	非課税	非課税 *教科書、法律・政治関係の出版
中国	China	17	13	13	13	13 増値税
台湾	Taiwan	5	5	非課税	非課税	*非課税 付加価値型営業税
フィリピン	Philippines	12	—	—	—	
インドネシア	Indonesia	10	10	10	10	免税
インド	India	12.5	—	—	0	—
スリランカ	Sri Lanka	12	—	—	—	
ベトナム	Vietnam	10	非課税	非課税	非課税	非課税 *児童用書籍5%
タイ	Thailand	7	非課税	非課税	非課税	*非課税 *未加工食料品
ラオス	Lao	10	10	10	10	*非課税 *未加工食料品
シンガポール	Singapore	7	7	7	7	7
ニュージーランド	New Zealand	15	15	15	15	15
オーストラリア	Australia	10	10	10	10	*0 *基礎的食料品

出所:財務省、EU、OECD、ジェトロ、IPA(国際出版連合)、FIPP(国際雑誌連合)、新聞協会等の各資料から作成。

注)アメリカは、0~7%の範囲で各州ごとに異なる州税に、郡、市独自の料率を加算した売上税が課されている(例、ニューヨーク市は8.875%)

(1) 課税対象外(人件費、国外著作権使用料、租税公課等)、(2) 不課税取引(対価性のない取引、受取配当金・保険金、損害賠償金等)、(3) 非課税取引(売上げに課税されないが、その売上げに対応する課税仕入れについて仕入れ税額控除ができない。仕入れに係る税額はコストとして価格に転嫁)、(4) 免税取引(税を免除されている取引、輸出取引)、(5) 軽減税率(標準税率のほか複税率を設ける)非課税取引と異なり、仕入れに係る消費税額の控除又は税の還付を受けることができる。「インボイス方式」の採用が必要。